

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

- 招集 令和2年2月21日（金）
第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。
- 開会 令和2年2月21日（金）午前9時23分
- 閉会 令和2年2月21日（金）午前9時45分
- 出席議員の氏名は次のとおりである。（9名）

1番	柳瀬	理孝	議 員
2番	浅山	誠一	議 員
3番	福榮	浩義	議 員
4番	市橋	宗行	議 員
5番	安達	克典	議 長
6番	佐井	昭子	議 員
7番	井口	雅裕	議 員
8番	出口	晴夫	議 員
9番	真造	賢二	副議長

- 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

管理者	真砂 充敏
副管理者	小谷 芳正
会計管理者	道畑 佳憲
田辺市周辺衛生施設組合事務局長	小山 裕史
田辺市周辺衛生施設組合主査	辻 弘輝
田辺市廃棄物処理課長	久畑 弘幸
みなべ町生活環境課長	寺本 俊夫

- 職務のため議場に出席した者の氏名は次のとおりである。

田辺市周辺衛生施設組合主任	脇本 祥司
---------------	-------

令和2年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

1 開会日時 令和2年2月21日（金）午前9時23分

2 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 清浄館

3 日 程

日程第1 1 定議案第1号
田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金条例の制定について

日程第2 1 定選挙第2号
田辺市周辺衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第3 1 定議案第3号
田辺市周辺衛生施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 1 定議案第4号
令和2年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて

日程第5 1 定議案第5号
令和2年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算について

(開会 午前9時23分)

議長 (安達克典君)

皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので始めます。それでは、地方自治法第113条の規定による、定足数がありますので、ただいまから、本日招集の令和2年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため、発言を求められておりますのでこれを許可します。管理者、真砂充敏君。

管理者 (真砂充敏君)

議長、番外管理者真砂。おはようございます。本日、令和2年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただき、誠にありがとうございます。また、平素から当組合の運営につきまして、各般にわたり多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、清浄館は、平成7年3月に事業を開始してから、今年で26年目を迎えようとしておりますが、平成28年度に策定した長寿命化総合計画により、現施設を可能な限り長期に使用することを組合の方針としておられます。皆様のお力添えにより、順調に施設運行できております。住民生活に欠かすことのできないし尿処理施設ですので、今後も引き続き安全で適切な管理運営を行っていくとともに、将来、必要となる施設更新に備え、令和2年度から基金を設置し、財源確保に努めてまいりますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。本日の定例会におきましては、条例に関するもの3件、予算に関するもの2件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げまして、招集に当たってのご挨拶とさせていただきます。

議長 (安達克典君)

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第89条の規定により、本定例会の会議録署名議員として6番佐井昭子君、7番井口雅裕君以上、2人の諸君を指名いたします。

続いて、日程第2、会期の決定を上程いたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたします。これに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (安達克典君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

続いて、日程第3、1定議案第1号田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金条例の制定についてから、日程第5、1定議案第3号田辺市周辺衛生施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまで、以上3件を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局長、小山裕史君。

事務局長 (小山裕史君)

はい、番外。それでは、議案書に基づきまして説明させていただきます。議案書の1ページをお願いします。1定議案第1号田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金条例の制定について、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。本件につきましては、将来必要となるし尿処理場更新事業並びに万一に備え現有施設の大規模な修繕工事に要する資金に充てるため、基金を設置するものです。つづいて3ページをお願いします。1定議案第2号田辺市周辺衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、地方自治法第292条にお

いて準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため制定するものです。5ページをお願いします。

1 定議案第3号田辺市周辺衛生施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、地方自治法第292条において準用する同法96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。本件につきましては、地方自治法の一部改正により、監査制度の充実強化が図られることに伴いまして、監査委員の負担が増大することから、報酬額を改定するものです。従来年一回の監査業務から例月の出納審査を含め年14回の監査業務を予定しています。以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（安達克典君）

事務局の説明が終了いたしました。これより、質疑にはいります。一括して、質疑はありませんか。

4 番（市橋宗行君）

はい。

議長（安達克典君）

はい、市橋議員。

4 番（市橋宗行君）

基金条例についてなんですが、金額にしますとどれくらいの想定をしていますか。

事務局長（小山裕史君）

はい、番外。事業経費につきましては、総額約40億円を見込んでおります。それで詳しい事業明細につきましては、この後、予算の項目の中で説明したいと思います。以上でございます。

議長（安達克典君）

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論は、一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（安達克典君）

討論なしと認めます。これより、ただいま議題となっております3件について、順次採決に入ります。それでは、1 定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（安達克典君）

異議なしと認めます。よって、1 定議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。続いて、1 定議案第2号、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（安達克典君）

異議なしと認めます。よって、1 定議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。続いて、1 定議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（安達克典君）

異議なしと認めます。よって、1 定議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。続

いて、日程第6、1定議案第4号令和2年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて及び、日程第7、1定議案第5号令和2年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算以上2件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者、真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外、管理者真砂。令和2年度当初予算案の概要と取組みの方針について、御説明申し上げます。はじめに取組みの方針でございますが、長寿命化総合計画に基づきまして、引き続き、現状の施設を可能な限り長期間使用することを目標といたします。また、先程議決いただきました田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金条例のとおり将来の施設更新にむけた資金準備のため、基金を設置し積立を行ってまいります。基金の積立期間は、現施設を満40年間使用し、令和17年度に更新することを想定してまいりまして、令和2年度から工事着工の前年にあたる令和13年度までの12年間を予定としております。続きまして、議案第4号令和2年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることにつきましては、予算案に基づき各市町の負担金を定めるものであります。なお、令和2年度は施設整備基金負担金を新設しております。続いて、議案第5号令和2年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,941万7,000円でありまして、前年度と比較して4,102万5,000円の増加となっておりますが、基金積立金4,234万1,000円を除きますと、実質は、131万6,000円の減少となっております。以上、提案いたしました議案について、御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当職員から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。事務局長、小山裕史君。

事務局長（小山裕史君）

はい、番外。それでは、議案第4号について説明いたします。議案書の7ページをお願いします。1定議案第4号令和2年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決をお願いするものです。各負担金について説明いたします。別冊参考資料1ページをお願いします。

始めに、当該年度の収集量の比率は、田辺市が85.37%、みなべ町14.63%でありまして、平成30年度実績に基づくものであります。次に、組合運営費負担金につきましては、歳出予算の議会費、総務費及び予備費に充当するものでありまして、経費見込額2,550万2,000円に対して、均等割が30%、収集量割が70%、さらに、各市町の繰越額である精算調整額を差し引いた金額を負担金としており、田辺市1,744万8,587円、みなべ町583万5,752円。合計2,328万4,339円であります。次に、施設整備基金負担金につきましては、将来の施設更新等を円滑に行うため、資金を積立てるものでありまして、事業予定総額40億円に対する一般財源6億7,391万4,000円を12年間で積み立てる計画であります。なお、事業費40億円の財源内訳については、概算で国からの交付金が8億8,000万円、起債が24億5,000万円、一般財源が6億7,000万円あまりでありまして、国からの交付金及び地方交付税を活用することで、実際の負担額は、国の方が19億3,000万円、組合が20億7,000万円であります。次に、今年度の積立額につきましては、当初予算で4,222万9,000円、さらに、平成31年度繰越見込額1,393万1,000円を決算確定後、繰り入れ、当該年度の積立額は5,616万円を予定しております。なお、負担金の割合につきましては、均等割5%、残りの95%は各市町の収集

量の比率に応じて計算しております。これは、平成4年度の施設建設時及び平成15年度の施設改修時の負担金割合、均等割5%、人口割10%、収集量割85%を参考として定めたものであります。次に、し尿処理費負担金につきましては、歳出予算のし尿処理費に充当するもので、経費見込額1億7,157万4,000円に対して、各市町の収集量に応じて計算し、精算調整額を差し引いた金額を負担金としております。田辺市が1億3,678万5,483円、みなべ町が2,307万4,804円、合計が1億5,986万287円であります。さらに負担金の合計額につきましては、2億2,537万3,626円で、前年度と比較すると3,264万7,676円の増加となっておりますが、基金分を除く実質の負担金は、958万1,324円の減少となっております。繰越額及び精算額の詳細につきましては、2ページを参照していただきたいと思っております。以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（安達克典君）

続いて事務局主査、辻弘輝君。

主査（辻弘輝君）

はい、番外。辻と申します、よろしくお願いいたします。それでは私のほうから、議案書に基づきまして、令和2年度予算の補足説明をいたします。議案書の8ページをお願いいたします。1定議案第5号令和2年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,941万7,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。では始めに、11ページから12ページの歳入ですが、こちらは議案第4号で補足説明いたしましたので、省略させていただきます。そこで次に、歳出についてご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。議会費18万8,000円につきましては、議員報酬の他、議会運営に要する経費です。続いて、13ページ中段から15ページをお願いいたします。総務費6,665万5,000円につきましては、内容が管理部門に要する経費と本年度新たに設置する施設整備基金積立金に要する経費の2つに分かれていますので、別々にご説明いたします。管理部門に要する経費2,431万4,000円につきましては、管理棟及び公園の維持管理に要する費用、並びに事務局職員3名分の人件費等が主なものです。なお、本年度は、わらべの里公園の案内看板等に係る修繕費用及び事務局パソコンの備品購入費用などにより、前年度より109万7,000円の増加となっております。施設整備基金積立金に要する経費4,234万1,000円につきましては、基金積立額4,222万9,000円と基金積立に係る利子見込額11万2,000円の合計額となっております。16ページをお願いいたします。し尿処理費1億7,157万4,000円につきましては、し尿処理に要する経費で、前年度より241万3,000円の減少となっております。し尿処理費の内訳をご説明いたします。需用費消耗品費500万円につきましては、日々の水質管理や施設運転管理に要する経費で、交換用の生物処理膜100枚分の購入費、及び水質検査や処理機器の消耗品費が主なものです。光熱水費2,530万円につきましては、施設運転の電気代と水道代です。なお、電気使用量につきましては、平成29年9月から省エネ運転に取り組んでおり、開始時と比較して使用量を20%カットできております。薬剤費2,000万円につきましては、し尿処理に要する薬品類の購入経費で、使用量は年間約280tを見込んでいます。施設修繕料5,000万円につきましては、主に施設の定期修繕に要する経費です。なお、対象とする機器の選定につきましては、長期整備計画に基づくとともに、前年度の精密機能検査により判定しています。施設燃料費1,350万円につきましては、脱水汚泥の焼却に必要なA重油の購入経費で、年間の使用量は約160kℓを見込んでいます。なお、本年度は重油使用量が減少していることから前年度より150

万円を減額しています。役務費 104 万 1,000 円につきましては、各種の法定検査手数料が主なものです。委託料 5,646 万 1,000 円につきましては、主にし尿処理に要する各種業務を、一般廃棄物処理等の専門業者に委託するものでありまして、貯留槽等清掃業務委託料 470 万円につきましては、貯留槽に堆積するし尿汚泥に混入している砂・砂利等を除去するための経費で、年 3 回場外へ搬出し外部処理しております。施設運転管理業務委託料 4,773 万 1,000 円につきましては、し尿処理施設の運転管理を委託する経費です。焼却灰等運搬処理業務委託料 260 万円につきましては、紀南広域廃棄物最終処分場が完成するまでの期間に、焼却灰を県外の一般廃棄物最終処分場へ運搬し、埋立処分を行うための経費です。17 ページをお願いします。予備費につきましては、100 万円を計上しております。以上。よろしく御審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（安達克典君）

以上で、事務局の説明は終了しました。これより、質疑に入ります。一括して、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論は、一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（安達克典君）

討論なしと認めます。これより、ただいま議題となっております 2 件について、順次採決に入ります。それでは、1 定議案第 4 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（安達克典君）

異議なしと認めます。よって、1 定議案第 4 号は、原案のとおり可決いたしました。続いて、1 定議案第 5 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（安達克典君）

異議なしと認めます。よって、1 定議案第 5 号は、原案のとおり可決いたしました。以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。他に、発言、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（安達克典君）

それでは、これをもちまして、本日招集の令和 2 年第 1 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

（午前 9 時 45 分）